

# 第15回 田辺広域合併協議会 会議録

田辺広域合併協議会

会 議 録

会議の名称	第15回田辺広域合併協議会	
開催日時	平成16年 2月 23日 (月) 午後1時29分開会 ・ 午後3時34分閉会	
開催場所	ガーデンビル 八ナヨ 2F(田辺市)	
議長氏名	森 哲男委員(田辺市)	
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり 30名	
欠席者氏名	栗須 詳三委員(本宮町)	
事務局氏名	森局長、玉置参事、梅田次長、池田次長、松川課長、田ノ岡課長	
会議事項	<p>1 議 題</p> <p>協議事項 協議第50号</p> <p>” 協議第51号</p> <p>次回協議会の開催について</p> <p>その他</p>	<p>2 会議結果</p> <p>について次回継続協議とする</p> <p>について次回継続協議とする</p> <p>寒川委員(龍神村)、栗原委員(龍神村)、竹邊委員(中辺路)から質問あり、田中委員(中辺路)から質問、意見あり</p> <p>について確認される</p> <p>吉本委員(龍神村)より報告あり</p>
会議の経過	別添のとおり	
会議資料	別添のとおり	
会 議 録 の 調 製		
調 製 年 月 日		記 名 押 印
平成 年 月 日		議 長  印

# 会 議 次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

協議事項

協議第50号 財産の取扱いについて

協議第51号 市町村建設計画について

4 次回協議会の開催について

5 その他

6 閉 会

## 第 1 5 回田辺広域合併協議会出席者名簿

市町村	No.	氏 名	役 職 名	出欠	市町村	No.	氏 名	役 職 名	出欠
田 辺 市	1	脇 中 孝	市長		大 塔 村	19	松 本 善 美	村長	
	2	鈴 木 信 行	助役			20	賀 城 進 良	助役	×
	3	森 哲 男	議会議長			21	竹 中 肖 之	議会議長	
	4	宮 田 政 敏	議会副議長 特別委員会委員長			22	音 窪 清 几 知	特別委員会委員長	
	5	泰 本 啓 志	町内会連絡協議会副会長			23	高 根 佐 男	教育委員長	
	6	中 根 富 蔵	学識経験者			24	城 戸 徳	監査委員	
龍 神 村	7	古久保治一	村長		本 宮 町	25	泉 正 徳	町長	
	8	糸 川 景 二	助役			26	鈴 木 新 彦	収入役	
	9	吉 本 忠 義	議会議長			27	西 嗣 彦	議会議長	
	10	寒 川 洋 右	特別委員会委員長			28	栗 須 詳 三	特別委員会委員長	×
	11	栗 原 秀 嘉	森林組合副組合長			29	浅 里 哲 一	学識経験者	
	12	竹 内 政 一	商工会副会長			30	中 本 誠	学識経験者	
中 辺 路 町	13	久 砂 充 敏	町長		県	31	嶋 田 正 巳	西牟婁振興局長	
	14	丹 田 和 雄	助役	×		32	小 住 博 章	日高振興局長	代理
	15	田 中 淑 副	議会議長			33	神 徳 皓 治	東牟婁振興局長	代理
	16	出 水 豊 数	議会副議長 特別委員会委員長						
	17	植 谷 好 次	学識経験者						
	18	竹 邊 和 夫	学識経験者						

## 第15回田辺広域合併協議会

平成16年2月23日(月)

午後 1時29分 開会

司会

皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

開会に当たりまして、皆様をお願いを申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、音が出ないように設定をお願いいたします。

また、協議会委員さんの中で、事前にお届けしています本日の会議資料並びに前回の会議資料をお持ちでない方がおられましたら、事務局まで申し出下さい。

それでは、ご案内の時間になりましたので、ただ今から第15回田辺広域合併協議会を開会させていただきます。

開会に当たりまして、脇中会長からご挨拶を申し上げます。会長、よろしくをお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。本日、第15回の合併協議会を開催いたしましたところ、委員の皆さん方には大変ご多用の中、こうしてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

梅の花もあちらこちらで満開となりまして、日一日と春の足音が近づいてまいりました。4月を実質的なめどとして進めております合併協議も、残すところ約2カ月となりまして、いよいよ終盤の段階に入っておりますが、今後、協議をいただく項目は、いずれも新市の行財政運営上極めて重要な案件ばかりでございますことから、委員の皆さん方には、どうかこれまでも増してお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

そういったことを踏まえまして、本日は、合併協議の最も重要な柱の1つであります新市のまちづくりのマスタープランでもある「市町村建設計画」につきまして、皆さん方にお示しをさせていただきます。申し上げるまでもなく、この計画は、合併後10年間の行財政運営の基礎となる極めて重要な計画でありますことから、これまで各市町村の議会や協議会委員の皆さん方からさまざまなご意見をいただき、首長会や助役を中心とした

行政調整会議等で相当議論を積み重ね、取りまとめを行い、本日提案させていただきます。「市町村建設計画」の内容につきましては、後ほど詳しい説明を申し上げますが、私のほうからは基本となる部分を申し述べさせていただきますと思います。

まず、新市づくりの基本方針につきましては、自然と歴史を生かした新地方都市の創造ということにいたしております。今、社会におきましては、効率性や利便性を重視し、新しいものを追求する価値観と、自然のリズムや歴史を再認識し、万事手間暇かけて物事を追求する価値観がございます。この2つは、どちらが正しいとか、どちらが優れているかということではなく、それぞれに価値があり、社会を構築していく上でどちらも必要であると考えております。新地方都市は、この2つの価値観の必要性や良さを認め合い、また競い合いながら、共存することを基本理念といたしております。新市のまちづくりは、この基本理念を踏まえて進めていこうというものでございます。中心都市、田辺市につきましては、現在も地方都市として商業、サービス業、金融、医療、文化、行政機関など、紀南地方の都市的機能を担っておりますが、自然や歴史、文化といった資源が豊かな龍神村、中辺路町、大塔村、本宮町の4町村が合併し、一体化することによって、お互いの良さが相乗効果となり、より以上に発展の可能性を秘めた新しい地方都市を創造していく、それも新市のすべての住民の力を合わせてつくり上げていくというものでございます。また、新地方都市の「新」と「創造」という言葉には、5市町村が合併することによって、新しいまちづくりを進めていくという思いを込めております。

なお、「市町村建設計画」の位置づけでございますが、この計画は、基本的に、合併に際して、新市の行政全般の方向性を合併にかかわった関係市町村の議会、行政、住民が互いに共通認識、確認をし、新市において私たちの思いや考え方を十分お酌み取りいただくと申しますか、ご理解をいただいて、新市の総合計画、実施計画を策定し、そして、現実的な政策、施策へと展開していく基礎となるべき性格のものであると認識をいたしております。従いまして、皆様方もご承知のように、現在、各市町村においては、総合計画が策定され、その内容につきましては、詳細な内容になっ

ておりますが、「市町村建設計画」については、今申し上げましたように、新市において策定され、行政運営の骨子となる総合計画、実施計画に対して、現在の私たちの置かれた現状や実情を踏まえて、合併協議に参加している私たちの熱い思いや期待、将来のまちづくりにおける基本的な方向性を新市に託するためのものと考えているところでございます。

また、新市で想定される各事業につきましては、現在、各市町村において課題となっている事業、新市のまちづくりにおいて重要な事業でございます。現下の極めて厳しい財政状況の中、合併特例債をはじめとする各種制度を最大限に活用し、財政計画との整合性も図りながら取りまとめたもので、これらの事業の着実な実施につきましても、新市に託していく重要な事項であると考えているところでございます。

この建設計画につきましては、本日も含めまして、次回3月13日に予定いたしております第16回協議会においてもご協議をいただき、3月27日の第17回協議会においてご確認をいただければと考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

また、その他に調整方針(案)といたしまして、「財産の取扱いについて」を提案いたしておりますので、皆様方の活発なご意見とご議論をお願い申し上げます。簡単でございますけれども、開会に当たってのご挨拶にさせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。

司 会

ありがとうございました。それでは、会議の進行について、森議長、よろしくお願いをいたします。

議長

では、次第に従いまして、会議を進めさせていただきます。

ただ今の出席委員数は28名です。過半数に達しており、田辺広域合併協議会規約第9条第3項の規定を満たしておりますので、本日の会議は成立いたします。

最初に、本日の会議の会議録署名委員を指名させていただきます。龍神村の系川景二委員、大塔村の竹中肖之委員、本宮町の中本誠委員、よろしくお願いをいたします。

それでは、次第の3番目、議事に入ります。協議事項の新規提案を行います。この協議第50号につきましては、これまでと同様に、本日は提案

説明とこれに対するご質問をいただき、次回の協議会において協議、確認するということで議事を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。それでは、協議事項、協議第50号「財産の取扱いについて」を議題といたします。本件について説明を求めます。

調整一課長。

事務局課長

それでは、協議第50号につきましてご説明申し上げます。会議資料の方は1ページ、そして参考資料の方は2ページをお願いいたします。

まず、会議資料の1ページでございます。協議第50号といたしまして、財産の取扱いについて、調整方針(案)を下記のとおり提出するものでございまして、調整方針(案)といたしましては、関係市町村の所有する財産については、すべて新市に引き継ぐものとする、としてございます。

参考資料の2ページをお願いいたしまして、2ページにつきましては、行政財産、また普通財産としての土地や建物をまとめてございます。そして、下段の部分が株券等の有価証券でございます。3ページをお願いいたしまして、3ページにつきましては、出資金、出捐金の出資による権利をまとめてございます。4ページにつきましては、貸付金等の債権、地方債の残高、債務負担の関係、そして一番下が基金でございます。内容につきましては、ご高覧をお願いしたいと思いますが、特に基金につきましては、新市における基金の考え方を後ほどご説明申し上げます「市町村建設計画」の一部を構成する財政計画のところでご説明申し上げたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

議長

ただ今説明のありました調整方針(案)に対するご質問があれば、お受けしたいと思います。何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質問等がないようですので、本件につきましては、次回の協議会で協議、確認をすることといたします。

次に、協議第51号「市町村建設計画について」を議題といたします。本日は、提案説明とこれに対するご質問をいただき、3月13日の次回協議会におきましても、引き続き内容に関するご協議をいただきながら、



その次の3月27日に予定しております協議会で協議、確認をするという  
ことで議事を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、本件について説明を求めます。事務局、計画課長。

事務局課長

協議第51号「市町村建設計画」のご説明をさせていただきます。本編  
をご説明させていただく前に、先程会長のご挨拶にもございましたけれど  
も、「市町村建設計画とは」ということで、改めて私のほうからご説明さ  
せていただきます。

まず、今回提案させていただいております市町村建設計画(案)です  
けれども、これは合併特例法の規定に基づく法定の計画でございます、  
新市のまちづくりのマスタープラン的な計画であります。その内容は、新  
市建設の基本方針、あるいは新市建設の根幹となる事業、それと公共施設  
の統廃合、財政計画、これらを定めることとされております。それで、本  
計画では、5市町村が合併するに当たって、合併特例法に基づき、各分野  
における施策の基本的な考え方、方向性等をお示しする内容となっております。  
先程会長のご挨拶にもございましたが、各分野にわたる具体的かつ  
詳細な施策の内容につきましては、この市町村建設計画を踏まえて、施策  
の具体化や詳細について、新市において策定される長期総合計画でお示し  
することになりますので、ご理解をお願いいたします。なお、本計画につ  
きましては、事務事業の調整方針と合わせて、合併の是非についてご判断  
をされる根幹的な資料であり、そのため各市町村における合併後の課題と  
か新市での期待、展望がどうなっていくかということについて、一定明ら  
かにすることとしております。それから、合併特例債の活用とか合併特例  
法の財政的な優遇措置の対象となりますことから、後ほど出てきます新市  
において想定される事業分について、これについては財政計画を踏まえて、  
その内容を位置づけしているところでございます。

次に、この会議資料の5ページに掲載いたしております新市で想定さ  
れる事業(案)についてでございますが、この新市で想定される事業  
(案)につきましては、現在の各市町村において課題となっている事業と  
か、新市のまちづくりにおいて重要な事業でございます、現下の厳しい

財政状況の中、合併特例債をはじめとする各種制度を最大限に活用して、財政計画との整合性も図りながら、各市町村においてのご議論やご意見を踏まえて取りまとめたものであります。

次に、先程議長さんのほうからお話ございましたけれども、この市町村建設計画の今後のスケジュールでございますけれども、この後、市町村建設計画（案）のご説明をさせていただきます。それで、本日は委員の皆様方のご議論いただき、さらに次回の協議会でご議論をいただく予定にしております。それから、最終的には3月27日の協議会でご確認をいただきたいと考えております。なお、この市町村建設計画につきましては、合併特例法の規定によりまして、県との協議を必要とされております。今日お示ししています計画案で県へ事前協議をお願いしているところでございまして、皆様方のご議論と併せて、今後検討を重ねるということになりますので、その点も含めてよろしくお願いたします。

それでは、ただ今から担当のほうからご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

事務局係長

皆さん、こんにちは。事務局計画課山崎と申します。それでは、引き続きまして、建設計画（案）の内容につきまして、説明をさせていただきます。

市町村建設計画（案）につきましては、ページ数の関係で別冊となっております。協議第51号資料ということでご用意をいただきたいと思います。1枚おめくりをいただきまして、目次でございます。市町村建設計画につきましては、1の「はじめに」から8の「財政計画」まで合計8つの項目で構成しております。

それでは、まず1ページ目「はじめに」でございます。これは先程来申し上げておりますが、この計画はどのような計画であるのかということをご定義している部分でございます。具体的には、市町村合併特例法の法律に基づく法定計画であるということ、もう1点は、合併関係市町村、田辺市、龍神村、中辺路町、大塔村、本宮町の5市町村が対象であるということ、それと平成17年から平成26年までの10年間が計画期間であるということをご説明いたします。

続いて、1ページ目をおめくりいただきまして、2ページ目でございます。「合併の背景と必要性」というところでございます。ここにつきましては、今、我々が置かれている状況、それを踏まえてどういった点で合併が必要なのかという点につきまして、特にこの地域の状況も一部取り入れながら説明をしています。まず1点目でございますが、少子高齢化社会の進展ということで、現在の我が国につきましては、先進国でも類を見ないくらい相当速いスピードで高齢化が進んでおります。さらにこの地域については、その全国のスPEEDよりもさらに10年速いスピードで高齢化が進んでおります。今後の行政運営を考えていく場合には、この少子高齢化の問題をやはり1つ頭に入れて進めていく必要があるということを考えているところでございます。続いて2点目、国・地方を通じた厳しい財政状況と地方自治制度の改革という点でございます。これは、財政計画に基づきます財政収支予測を合併協議会で何度も皆様方にご説明をいたしておりますけれども、現在の国また地方については、財政状況は大変厳しいものがございます。特に、国・地方を合わせまして700兆円弱という財政赤字、いわゆる借金でございます。そうしたものをどうしていくのかというところが、我が国全体として問題になっているわけですが、その中で、国においては、「骨太の方針」ということに基づいて構造改革が進められております。その関係で、特に地方交付税制度、これは当5市町村においてはすべて地方交付税の交付を受けている団体でございます。特にその収入に対する比率が高い自治体もございます。そうした自治体がある中で、地方交付税制度の削減というのは、今後の財政運営を考えていく上で大きな問題でございます。具体的には、国全体では、平成13年度は対前年度比5%、14年度は4%、15年度は7.5%、今度の16年度は6.5%ということで、毎年のように減少を続けてきております。5市町村はと申しますと、3年間、平成12年度から平成15年度の3年間で約16%減ってきていると。これを今後地方交付税の削減という流れに対応していくためには、今までより以上に財政を効率化して、行政の体質を強化しないといけないというところが、1つ課題としてあると考えております。続いて3点目、地方分権の進展と地域間競争時代の到来ということでござ

います。既に皆様方もご承知のように、地方分権一括法といいますのが平成12年度に施行されておりまして、もう既に地方分権時代というのが始まっている。これはご承知のことと思います。その中で、地方分権時代の自治体として何が求められるのかといった点でございますけれども、特に自己決定、自己責任といった点が求められるわけでございます。それと同時に、そうした自己決定、自己責任ということに対応していこうとすると、行政の体制もやはり高度な専門知識を有した職員、あるいは組織的に対応していくための体制づくり、こういった点が必要になってくると。そのためにも合併が必要であるということをご承知しております。

1枚おめくりいただきまして、4ページでございます。住民ニーズの高度化・多様化という点でございます。先程ご説明いたしました少子高齢化以外にも、ここへは情報化でありますとか国際化、石油環境問題、循環型社会の形成、男女共同参画社会の形成といったさまざまな社会、住民が求めるニーズというものがございます。しかし、特にこの市町村の中でも、市町村が行っているサービスというのは、市も町も村も基本的には変わりはありません。ただ、やはり抱えている人口によって、市町村の職員数が少ないところでも、同じメニューをこなさないといけない。これは行政運営では大変厳しい状況がございます。そうしたことへの一定の対応が今後求められるというのが1点。それと、もう1点といたしましては、NPO、ボランティアといったいわゆる新たな住民活動、それに、当然今まで培ってきました自治会、町内会といった地域に根差した活動、こうした活動が今まで我々の地域にあるわけですが、今後は行政も協働のまちづくりといいますが、住民参画をいかにしていくか、まちづくりに住民の方にいかに参画していただくか、これが今後の社会、新市づくりの課題となっていると。こういった点をこのページでは整理しているところでございます。

続いて5ページ目からは、「新市の現況」でございます。この部分につきましては、昨年1月、さらには一昨年12月の合併協議会で素案の中間報告をさせていただいた部分から、その時点は8市町村だったわけですが、5市町村に修正した部分でございますので、ポイントだけ簡単に

説明させていただきます。まず、新市の面積ですけれども、合計で1,026平方キロメートルでございます。これは、合併をいたしますと、現在の存在する市では、全国で4番目の広さになるというぐらいの広い地域でございます。それに伴いまして、例えば土地利用で言いますと、森林の面積が約90%を占める、でありますとか、平均気温で言いますと、13.5度から17.2度といった形で、これは観測所別ですので、地域によっては、もっと差があるのかも分からないですけれども、それぐらい広い地域であり、気候の違いもある地域であるということが、こうしたデータからも判別できると思っております。

10ページをおめくりいただきたいと思えます。10ページにつきましては、人口について少し詳しく書いております。先程も合併の必要性、背景のところ、人口の少子高齢化のことについて触れておりますけれども、現在の5市町村の人口につきましては、過去からの数字で見ますと、田辺市はほぼ横ばい、町村においては減少傾向が続いているという状況でございます。11ページの真ん中の表をご覧くださいと思えますけれども、現在の市町村の高齢者人口の比率、年少人口、いわゆる14歳以下の人口の比率をここへ書いております。高齢化の一番低いのは、やはり田辺市で20.2%、一番高いのは本宮町の37.3%でございます。

ここで1つ説明ですけれども、そうしたらこれらを支えていく世代というのが、1つ上の生産年齢人口というところがございます。例えば、田辺市であれば63.6%ということなんですけれども、これであると、高齢者1人を約3人で支えるという形の計算になります。逆に本宮町さんになりますと、生産年齢人口が49.3%でございますので、約1.3人で高齢者1人を支えると。これが合併をいたしますと、その上の表になりますけれども、平均化されまして、2.7人で1人の高齢者を支えていくということになります。この点が、やはり合併をしていく中で、共に支え合うといいますが、地域みんなが高齢者を支えていく、そうしたまちが実現するというのが、こうした統計数字でもあらわれているというふうに考えております。将来の推計人口ですけれども、やはり、少子高齢化は進んでおりまして、将来30年後については、現在より約2割ぐらい少なくな

るという予測がされておるところでございます。12ページ、13ページは就業人口でございます。特にこの地域で特徴的なのは、1次産業の従事者が多いということでございます。全国平均としては5%で、この地域は14.4%、約9%余り、全国平均よりも就業者の人口が高いというのがこの地域の特徴でございます。

それでは14ページ、おめくりいただきまして、「新市づくりの基本方針」ということでございます。これが先程申し上げました合併特例法に基づく位置づけなければならない1つの柱、新市づくりの基本方針の部分になります。新市の将来像につきましては、「自然と歴史を生かした新地方都市の創造～協働と交流による自立した新市をめざして～」ということといたしております。先程会長の挨拶にもございましたが、「新地方都市」の定義でございますが、これにつきましては第2段落目でございます。社会経済活動における効率性・利便性を重視して、新しいものを追求する価値観、これがいわゆる効率性。今までの20世紀でよく言われた大量生産とか、新しい技術を求めるというそうした価値観であると思います。もう一つは、自然のリズムや多様な地域資源、歴史を再認識し、万事手間暇をかけて物事を深く追求するという価値観。これはそうした20世紀の反省といえますか、物から心へという部分もあるのですけれども、そうしたことで、やはり昔ながらの我が国の持っている文化の良さ、特に我が国には、自然のリズムという部分でも少しお分かりかと思えますけれども、四季の移り変わりがあります。また、我々の生活においては、1日、朝日が上って、夜日が落ちてという、1日の生活の中にもリズムがございます。そうしたもともと人間が持っている固有のリズム、それをやはり大切にしながら、まちづくりをしていく、いろんな物事を追求していくというのが、もう一つの必要な価値観であろうというふうに思っております。これは、2つは別々のものなんですけれども、1人の人間、あるいは今後の社会を考える上で、どちらがいいということではなくて、その時その時に応じて、その価値観を適用していく、そうした柔軟な考え方が今後のまちづくりには必要なのではないかとこのように考えております。そうした意味で、お互いの必要性を認め合う、良さを認め合う、尊重し合う、さらには競い合

う。これは競争ということではなくて、お互いの価値観の良いところをより高め合うという意味を込めております。そうしたことをしていくということが基本理念として押さえをしております。新市の将来像につきましては、この基本理念を踏まえてまちづくりを進めていくということでございます。5市町村の中には、自然、歴史、文化といった、特に「癒し」という言葉に代表されますが、皆さんの心とか身体を癒す、そういった地域資源がございます。また一方、都市的サービス、先程の商業、サービス業、医療、行政機関、文化、さまざまな機能が中心都市地域にはございます。これはそれぞれ大変いいもの、特徴的なものであると考えております。これらのそれぞれの特徴ある自治体、地域が合併して1つになっていく、1つのまちになる。そうすることによって、特にいろんな価値観を持った人に対応できる、そうした価値観を持った人にとって、よりよい生活が送れる地域になっていくのではないかと。先程会長も申し上げておりましたけれども、新地方都市の創造の「新」、新しい「創造」というのは、これから今までになかった地方都市、中心市の田辺市が現在でも地方都市という部分ではあるんですけども、やはりこの山村地域の地域資源と結びつくことによって、さらによりよい地方都市として発展をしていけるというふうに考えています。そして、特に、合併を契機として1つのまちになるわけですから、これは新市の住民の力を結集して、新しいまちをみんなでこれからつくっていくんだという、そういう願いを込めた将来像となっております。

14ページの中段以降は、この地域の具体的な資源を書いておりますのでご覧いただきたいと思っております。ただ、新市のまちづくりというのは、我々の持っている資源だけでは考えられないというか、それだけで考えるべきではない。やはり、近隣地域、例えば白浜温泉であるとか、枯木灘、南部の梅、そういった近隣地域の資源もございます。やはり、今後のまちづくりを考えていくときには、こうした新市の資源、さらには近隣地域の資源も含めてまちづくりを考えていく、こういったことが重要であろうというふうに考えております。その上で、こういったことに注意をするというか、こういったところに重点を置いていくのかというのが、このサブタ

イトルにあります「協働と交流」というキーワードでございます。協働と申しますのは、地域内の、例えば住民、企業、行政といった形がまちづくりをしていくためには、パートナーシップの精神に立って、役割分担、あるいは連携をしながら進めていくことが重要である、これが協働の定義でございます。もう1点、交流でございます。これは、観光でこちらへ来ていただく方、例えば今現在も行われておりますけれども、都市と農村・漁村との交流といった点もあります。それ以外に、Uターン、Jターン、Iターンでこちらへ定住されている方もいらっしゃいます。それ以外に、こちらにはお住まいではないんですけれども、例えばこちら出身であるとか、何かの関係でこの地域にゆかりがあって、この地域の発展を願ってくださる方々がやはり全国にはいらっしゃいます。そうした方々との交流、その中には知恵でありますとか技術、情報といった点があると思いますけれども、そうした方々との交流というのも今後の地域づくりでは重要な柱であると思います。協働をみんなで進めていく中では、やはり、地域にない知恵が欲しい、そうしたら交流になります。交流をすることによって、また、その地域外の人と一緒にまちづくりを考える。そうした中で協働ということが新たに生まれます。この協働と交流というのが、やはり相乗効果、お互いに助け合って、刺激し合っていくということが、今後のまちづくりでは重要なんだというふうに考えているところでございます。

続きまして、1ページおめくりいただきまして、16ページ、17ページでございます。新市づくりの柱ということでございます。新市づくりの柱につきましては、4本の柱を考えております。1点目、活力ある利便性の高い新市づくり、ということで、これは産業振興の分野と交通・情報通信分野の柱でございます。もう1点が、安全で快適な暮らしができる新市づくり、ということで、これは防災と環境を中心とした柱でございます。3点目が、元気で安心して住み続けられる新市づくり、これは教育と福祉が柱でございます。基本的には、この3本柱を基本にしながら、4本目の柱、住民参画と行政改革による新市づくり、これはどの柱ということではなくて、今後のまちづくり、行財政運営すべてに関連するというところで、少し今までの3つの柱とは趣を異にするんですけれども、重要な柱である



ということで位置づけをいたしております。ここの各個別の項目につきましては、後ほど出てきます27ページ以降に具体的な施策を記載しております。それらをまとめて基本的な考え方、基本的な方針をここへ集約した形で掲載をいたしておるところでございます。

続きまして、18ページでございます。「新市づくりの特徴的施策」ということで、ここからがいわゆる具体論に入っていくという部分でございます。新市づくりの特徴的施策は、大きくは2つに分けております。新市“創造”プロジェクトという部分と主要施策という部分の大きな2つがございます。1年前の中間報告の段階では、これに加えて、共通プロジェクトという柱を位置づけしておりました。ただ、その中には消防であるとか電算といった、合併すれば当然やらなければいけないという事業もございますので、今回はそうした事業につきましては主要施策の中にそれぞれ位置づけをしていくということで、創造プロジェクトと主要施策の2つに分けているということでございます。特に創造プロジェクトについては、自然と歴史を生かした新地方都市の創造、これを進めていくため、特に産業、経済、地域の活性化という点に視点を置きまして、特にその結果がやはり就労場所の拡充でありますとか、若者等の定住といったことにつながっていく。決定的にどこまでいけるのかという問題はあるのですが、やはりそうした重要な事業をここへ創造プロジェクトとして、3つのプロジェクトを挙げておるといった状況でございます。

創造プロジェクトの1点目、観光グレードアップ・プロジェクトでございます。観光につきましては、今回のまちづくりを考える上で、各市町村長さんのヒアリング、いろんな形で各方面からいただいたご意見の中で、やはり今後のこの地域の機軸の産業というのは観光であろうということでいただいております。それを踏まえまして、まず1つ目のプロジェクトとしては、観光を挙げたわけでございます。特に現在国においては、観光立国政策ということで、積極的に観光を進めております。ただ、国全体を挙げて進めておるといったことは、我が国が他の地域に勝ち抜かないとなかなか地域の観光を振興するということにはつながっていきません。やはり、そうした意味では、この紀南の観光地としてのブランドを強化していく必

要があるかと思えます。

特に、その中で4本の柱を考えております。1点目は、観光メニューの充実ということでございます。現在、この5市町村では、多彩・多様な観光メニューが提供されております。それらを住民のニーズに合う形、また、こちらの売りは何なのかといった形で見直しをしたり、新たに開発をしたり、そうした点が1つ重要な点だろうというふうに思っております。

2番目の柱といたしましては、地域連携の強化ということで、これは観光協会をはじめとして、例えば語り部の団体の皆さんがいらっしゃいます。そうした団体の皆さんが、1つのまちとなって、1つの観光地として連携を強化していただくと。そういった点が重要であろうと。それと同時に、これだけ多様なメニューがございますので、今の観光メニューを複合化したり、観光コースをまた充実したりといった可能性がありまして、それがテーマ別、例えば季節によったコース設定であるとか、逆に対象者別、家族連れを対象にした観光メニューの提供であるとか、そうした点が今後可能であると思っておりますので、そうしたことを進めていく必要があるというふうに考えております。

3番目が受入体制の充実でございます。特に今回はビジターセンターという言葉で、特に田辺駅前、あるいは本宮町といったところに具体的にビジターセンターの整備・充実ということを考えております。観光で訪れる皆さんにとりまして、なれない土地での観光、特に通常観光ガイドブック等で出ていない情報でありますとか、例えばこちらで語り部の方といろいろ教えてほしいけれども、どうしたらいいのだろうといったところにつきまして、その観光客に即時対応できるような体制が必要であろうと。そうした形でビジターセンターの強化、あるいは、現在ございます道の駅等の強化というところが重要であろうと思っております。

そうしたことも含めまして、あとは当然語り部の育成でありますとか、そうした団体の育成、さらには観光地でのトイレや駐車場、案内板、あるいは熊野古道散策の時の車の移動のサービスとか、そうした形で観光客の利便性の向上といったことも含めまして、受入体制を今後充実していく必要があるというふうに考えております。それらを踏まえまして、4本目の柱といたしましては、観光情報発信の強化ということで、やはり今後は観光

情報もインターネットの技術も活用して、皆さんにとって便利なような形で提供していく、またマスコミもタイアップといいますか、連携してよりこの地域のイメージがアップできるような形での戦略展開が必要であろうというふうに考えているところでございます。

続きまして、21ページ、第1次産業を核とした定住促進プロジェクトでございます。定住促進につきましては、特に過疎化、高齢化の進む地域の本当に大きな課題、深刻な課題であります。ただ、現在、日本全国では、都会にお住まいの方が地方に新天地を求めるといいますか、新しい住まいを求めて移住をされるというケースが近年増えてきております。当然、それに呼応する形で地元主導、あるいは行政と地元が連携してUターン、Jターン、Iターン、こういった方の受け入れを積極的に進められている地域もございます。そうした方々が地域に住むことによって、地域の活性化、これはなかなか具体的にどうだということには言いにくい点もあるかと思いますが、やはり、いろんな形で地域が元気になるといいですか、地域が良くなっていくと、そういう結果を生み出しているというふうに理解をしております。特に、和歌山県では、新ふるさとづくりという形で、現在都市生活をされている方が地域へ住めるようなさまざまな施策を展開されております。有名な緑の雇用事業といった点もございまして、あと、農業版の緑の雇用事業といいますか、農業をやってみようプログラムといった形で、県としても大変重点的に進めていただいているところでございます。やはり、こうした全国的な流れ、本県の取り組みの状況も踏まえながら、この定住促進の取り組み、特にこの地域は先程も1次産業が全国平均に比べて就業の割合が高いというふうに申し上げましたが、この場合、別に1次企業以外で定住したらだめだということではないのですが、1次産業を核として定住を進めていくということはこの地域でも考えていく必要があるというふうに考えております。具体的に、22ページ、23ページの方でございます。これも4点でございます。まず、1次産業を核とする以上、やはり、その基本となる1次産業の活性化、これは不可欠でございます。1次産業の活性化につきましては、現在も各市町村で長年にわたって取り組みが行われてきております。そうした取り組みを踏まえなが

ら、さらにその取り組みを充実していく、強化していく、そうした点が重要であろうかというふうに思っております。それに加えて、現在県の方で進めていただいている緑の雇用事業をはじめとした就業の機会提供とございますか、就業支援といった施策も有効に活用しながら、こちらのほうでは、やはりリターン、Jターン、Iターンの情報を全国に積極的に発信していくと。こちらは定住してくれる人を望んでいますよという情報発信が重要なんだろうと思います。その上で、特に重要と思われるのは、各地域としての受入体制、これは新市全体ということもありますし、旧市町村単位、もっと言えば、もっと小さい自治会でありますとか集落単位、いろんな形での受入体制があると思いますけれども、そうした地元主導といえますか、地元の方々が都会から来ていただいた人を温かく向かえ入れてくれる、生活がしていけるように支援をしていただける、そういった受入体制の充実というのが必要なだろうというふうに考えているところでございます。

続きまして、24ページでございます。公益を担う官民協働プロジェクトということでございます。今までのまちづくりというのは、先程の住民ニーズの高度化・多様化のところで申し上げましたが、時代が進むにつれて、いろんな行政課題が発生してきております。それに呼応する形で、行政もやはり人材の配置でありますとか、体制の強化といった点で今までは対応してきておりました。ただ、今後は厳しい財政状況、特に財政計画の中では、職員数も減らしていかないと、なかなか計画が樹立できないという状況の中で、今後行政だけでどこまでできるのかというのが大変な問題となっております。その一方で、これも先程申し上げたんですけれども、もともとある自治会といった地元密着型の活動に加えて、NPO、ボランティアによりますいろんな社会的な公益活動というものがございます。それらがそれぞれの団体の特性に応じて活動が広がることで、これからの地域が元気になっていくと。そうしたまちづくりを進めていくというふうに考えております。それを進めていくためには、やはり官民協働といった点を中心に考えて、今後のまちづくりを進めていく必要があるというふうに考えております。具体的には、これも4本の柱がございます。

25ページ、26ページでございますけれども、まずは、まちづくりは官民協働を進めていくと。これをやはり行政も住民の皆さんにも、共々共通認識、共通理解をしていくと。そうした点がまず1点目必要であろうと。

その上に立ちまして、例えばNPO、ボランティア、自治会、いろんな地域づくり団体、さまざまな団体がございます。こうした団体が活動しやすいような支援体制の整備でありますとか、あるいはコミュニティビジネス、これは従来のボランティアからまた一步進んだ形で、全国的に大変注目をされているのですけれども、例えば高齢者の生活であるとか、子育ての支援、いろんな環境保全といった分野で、ボランティアよりは進んだ形で少しビジネスの手法、ある程度収益も得ながら継続的にサービスを提供していくといった事業が全国的に大変今注目をされております。そうした事業もこの地域で取り入れていくということを1つ考えております。

ただ、例えばこうした活動団体でありますとか、コミュニティビジネスの支援といいましても、特にこれを進めるのは人でございます。やはり、この中核となる人、活動していただける方、こうした人々をどうやって育てていくのか、どうやってそうした人材を確保していくのかといったところが大変重要になっておりますので、4本目の柱といたしましては、人材育成と人的交流の拡充の支援といったところを4つ目の柱にいたしているところでございます。以上が創造プロジェクトということで、観光、定住促進、官民協働といった3つのプロジェクト、これは先程来申し上げましたけれども、やはり地域の振興、経済の活性化といった点につなげていくような考え方を持っているプロジェクトでございます。

続きまして、27ページからの主要施策でございます。これは、先程の新市づくりの柱のところでも申し上げました点につきまして、具体的な項目、行政の分野について細かく書いているところでございます。ただ、これにつきましても、やはり、基本的な方針といいますか、考え方をまずは整理して、その上で新市で実施する主な事業ということで具体的な事業名を挙げております。これは、参考資料の5ページにございます新市で想定される事業というのが大変多くございます。約100事業ぐらい別表ではあるんですけれども、なかなか全部載りませんので、特に幾つか絞った形

で掲載をさせていただいているという状況でございます。もう1点、この主要施策の個別事業につきましては、県に行っていただけの事業についても掲載をいたしております。この個別事業につきましては、後ほど県事業のところでも出ますので、再度説明をさせていただきますけれども、そうした基本的な構成になっております。この事業は、もともと市町村が行政課題として持っていた事業、あるいは合併によって必要となる事業、そうした大きく分けて2種類の事業をここへ盛り込んでいるところでございます。

先程共通プロジェクトがこの中へ集約されたという説明をさせていただきましたけれども、そうした点を中心に幾つか重要な点につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。まず29ページでございます。共通プロジェクトでは道路ネットワークのプロジェクトとして挙げておりましたけれども、この部分につきましては、交通・物流の幾つかの柱に従って、ここへ組み込みをしております。特に1点目、2点目、3点目の道路の部分がその部分に当たります。特に新市では、幹線道路、主要道路の整備の促進に努めるといった形と、重要路線として真砂三栖道路等の実現に向けた取り組みを進めるといった点を基本的な考え方として位置づけしております。当然それを補完する身近な道路の整備も進めていきますよということで、各市町村の市道事業については、大変たくさんの事業が想定される事業として挙がっているところでございます。

続きまして、30ページでございます。2つ目の項目、情報通信基盤の整備事業でございます。これは、この地域では、やはりテレビの難視聴の問題、それとインターネットの高速接続の問題、これが新市内では大きな情報通信基盤の格差になっております。これが新市では大きな行政課題ということで考えております。ただ、ここでCATV等と書いておりますけれども、今現在は、例えば本宮町さんが加盟しておられる第三セクター方式によるCATV事業もございまして、今後いろんな新しい技術の開発もございまして。当然、こちらへ進出されるかどうかはまだ分かりませんが、民間事業者の動向でありますとか、特に国の補助金を受けようとする、広域単位での指定といったこともありまして、広域圏での連動、当然新市の財政負担も考えていかなければならない。その中で、やはり、

今後情報通信格差をどうしていくのか、それをどうやって実現していくのかということで、その実現に努めますという形で期待をしているところでございます。

続きまして31ページ、ここからが防災と環境の柱になります。その中で、特に消防無線、消防緊急通信指令システム、これは合併して1つの消防本部になるためには、指揮命令系統を一本化する必要があります。そのための基本的な指令基盤として、無線と119番を受ける緊急通信指令システムの統合が必要であるという状況でございます。当然、その次にございます防災行政無線につきましても、現在、各市町村において整備がされているところでございますが、集中管理体制の整備を図っていく必要があるという点が事業としてございます。

次に、32ページ、廃棄物とリサイクルでございます。これも共通プロジェクトとしてありました廃棄物処理についてでございます。これは、紀南地域廃棄物処理促進協議会において、具体的に整備、この前は確か中間報告がなされたと思うのですけれども、そうした取り組みが進められております。それを踏まえて、広域的な処理の実現を進めていきたいということでございます。

続きまして、34ページ以降が教育・福祉の柱でございます。ここににつきましては、特に経常的なサービス部門といいますか、事務事業の調整のほうで一定提案をさせていただいている項目がありますので、それらを包括した基本的な考え方を取りまとめているという状況でございます。

最後に、続きまして38ページが、住民参画と行政改革による新市づくりということで、住民参画の部分については後ほどご説明させていただきますけれども、地域振興基金の造成、そして前回の協議会でご確認をいただきました地域審議会の設置、こうした点について具体的に位置づけをいたしております。行政改革については、当然長期展望に立った健全な財政運営、また行政改革であるとか、職員の能力開発、これは今の時代、当たり前なことではあるのですけれども、一定これらも今後重要な柱であるということで位置づけをしているところでございます。

続きまして、39ページでございます。「新市における和歌山県事業の

推進」という部分でございます。合併特例法では、都道府県は市町村合併の支援を行わなければならないといったことで、和歌山県においても我々の地域の合併に際しまして、大変厳しい財政状況の中、具体的な支援施策を打ち出していただいております。大きく分けて3点ございます。まず、1点目が県事業の実施でございます。県事業はさまざまあるのですが、特に道路の整備といった点が、1,000平方キロメートルを超えるこの地域では大変重要な柱であるということで、事務レベルで相当協議を積み重ねてまいってきております。そうした中で、ここにある事業については、一定進めていくよということでご理解いただいておりますし、特にここに載ってなくても、必要な現道対策については、やはり積極的に推進していくというようなことで、県の当局は考えていただいているということでございます。それ以外に、国の合併支援プランに位置づけられました補助事業がいくつかあります。これにつきましても、やはりこの地域で有効活用ができるよう積極的に働きかけをしていただけるということ。3点目といたしましては、これは県単独の財政支援施策として、電算システム統合でありますとか、あるいは合併の包括的な財政支援ということで、合併関係市町村1億円、この地域で言いますと5億円の県単独の補助をいただけるというふうになってございます。

続きまして、40ページでございます。「公共的施設の統合整備と適正配置」ということで、これも合併特例法に規定された項目でございます。ここにつきましては、具体的にどの施設をどうするというのではなくて、住民生活に急激な変化がないように、例えば利便性、地域の実情、あるいは財政事情といったことを考慮しながら、検討を進めていくという基本的な考え方のみをここに掲載しているという状況でございます。

41ページからが「財政計画」となります。財政計画につきましては、調整一課の松川課長から詳しい説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

議長

調整一課長。

事務局課長

それでは、もう少しお時間をいただきまして、最後の「財政計画」につきましてご説明申し上げます。資料の41ページでございますが、この



財政計画は、建設計画の一部を構成するものでありまして、合併特例法によりまして策定しなければならないものとされてございます。そして、基本的な考え方といたしまして、普通会計ということで、水道事業であるとか、また国保事業等の独立採算的なものを除きました行政の基本的な会計といたしまして、歳入歳出について、過去の実績や人口推移等を勘案したものに、新市で実施をいたします各種行政サービスや建設計画に位置づけられます事業を加えたものでございまして、基本的に合併後10年間を前期、後期の5年ごとに分けてお示しをしております。これが43ページの表でございまして、算定に当たりましての基本的な考え方を41ページの方にまとめてございますので、主な点をご説明申し上げたいと思います。

まず、歳入についてでございますが、に地方交付税というのがございます。この地方交付税につきましては、交付税改革による影響ということで、段階補正の見直しであるとか、また、平成16年度の地方財政計画というものが先程国の方から示されてございますが、これにつきましては、例えば交付税につきましては、前年度比6.5%の減、そして、振替措置であります臨時財政対策債につきましては28.6%の減といった大変厳しい内容につきまして、反映をさせていただいております。そして、でございますけれども、国庫支出金、県支出金ということでまとめてございます。基本的には、過去の実績等により算定をしたものに、建設事業計画分を加えたものでございますけれども、これにつきましては、地方財政計画のほうで示されました、例えば、公立保育所の負担金であるといった国庫負担金の見直しが行われまして、一般財源化をされまして、所得譲与税という暫定措置の中で対応しているといったことも反映をしております。

続きまして、42ページでございます。42ページにつきましては、歳出の主な考え方を示してございます。まず、1点目は人件費でございますけれども、人件費につきましては、合併後、退職者の補充を抑制することによる一般職職員の削減としてございます。これにつきましては、財政計画上は、合併後10年間で180名程度の削減を考えてござい

す。あくまでも財政計画上でございますけれども、そして、具体的な手法といたしましては、退職者に対して3分の1を補充していくといった形の中で、10年間で180名の削減としてございます。続きまして、

の扶助費でございます。扶助費につきましては、これも基本的には過去の実績等により算定をしてございますが、ただし、今度新市となりますと、新市全体で福祉事務所の設置をしていかなければならないといったことから、例えば生活保護費であるとか、児童扶養手当であるとか、障害者の支援費関係であるとか、そうした義務的な負担が増加してまいりますので、この点も反映してございます。そして、の公債費でございますけれども、公債費につきましては、平成16年度までの地方債に係る償還額に、当然ながら平成17年度以降の建設計画事業分の起債の償還見込み額も加えて算定をしてございます。そして、最後の方でございますけれども、投資的経費につきましては、市町村建設計画事業分に加えまして、経常的な普通建設事業等も見込んでございます。

43ページは、このような考え方に基きまして算定をまとめたものでございます。まずトータルの数字からご説明を申し上げますと、下段の歳出の方の右の下の隅の数値でございます。歳出合計といたしまして、10年間のトータルで4,022億円となっております。これは10年の合計でございますので、1年当たりいたしますと402億円ということになってまいります。参考に、平成14年度決算における5市町村のトータルの額が450億でございましたので、その9割程度といったことになってまいります。そして、歳入につきまして、自主財源比率というのがございます。自主財源比率につきましては、この10年間の数値で算定をいたしましたら30.4%といった形になります。そして、歳出につきましては、人件費、扶助費、公債費というのがいわゆる義務的経費といったことになりますけれども、この義務的経費の比率につきましては47.4%となります。そして、もう1点、投資的経費でございますけれども、10年間のトータルで798億となっておりますけれども、1年当たりいたしますと80億ということでございます。これは14年度の、これも5市町村の実績と比較いたしますと、5市町村で

は、14年度は132億でございましたので、80億となりました、6割程度といった形の中で抑制してございます。そして、この財政計画につきましては、以前からご説明を申し上げております収支予測をもとに算定してございます。この収支予測から財政計画に至るまでの経緯につきましては、別添参考資料の6ページにまとめてございますので、ご覧いただきたいと思っております。

参考資料の6ページでございませけれども、財政計画の概略図ということで、3つの円の形でまとめてございまして、左側の部分が収支予測の部分でございませ。そして、右側の部分が財政計画ということでございませ。ここで主なところをご説明申し上げますと、真ん中の円に至るまでの現時点の補正というのが3点ございませ。1点目は、収支予測の関係から合併特例債の歳入歳出を一たん外してございませ。そして、2番といたしまして、歳入の補正と真ん中のあたりにしてございませ。これにつきましては、先程もご説明申し上げましたように、平成16年度の地方財政計画を反映してございませ、普通交付税の削減であるとか、臨時財政対策債の3年間の延長、また、三位一体改革の影響といたしまして、国庫負担金の見直しの関係をまとめてございませ。そして、この歳入の補正につきましては、10年間で105億円の減となっております。これに対しまして、歳出につきましても、基本的には交付税の考え方が、今、国の考え方が、経常経費につきましては行政の効率化を促す、そして、投資的経費につきましては抑制をしていくといった考え方をもとに、歳出につきましても補正してございませ。2点目の物件費、補助費等の減ということで、物件費、維持補修費につきましては、平成18年度に3%を削減、そして、補助費につきましては1年遅れで平成19年度に3%を削減としてございませし、一番下の部分でございませけれども、投資的経費の削減ということで、経常的に必要な投資的経費を25%程度削減としてございませ。こうした3つの補正をすることによりまして、真ん中の円のところでございませけれども、経常的な行政活動を行った上で、差し引き額147億円が出てくるといったこととなります。財政計画につきましては、この147億円を使って、市町村建設

計画事業への反映であるとか、事務事業の調整による影響といったことで財政計画を組み立ててございます。右側の円でございます。財政計画の歳出総額といたしましては、10年間で4,022億円でございます。内訳といたしましては、建設計画分は、上の部分でございますけれども、トータルで780億円、そして、経常的な行政経費につきましては、事務事業の調整分も加えまして3,242億円となっております。

1枚おめくりいただきまして、先程の財政計画が5年ごとの数値で、5年単位の数値で表しておりましたが、7ページにつきましては、年度ごとの計画としてまとめてございます。ただし、ここでご留意いただきたいのは、まず、歳入面につきましては、交付税であるとか、国庫負担金、こうした国の制度の動向が大変不透明な時代となっております。そしてまた、歳出面につきましては、特に投資的経費につきまして、事業実施に当たっての条件整備といったものが不確定といった要素もあります。こうしたことから、この年度ごとの計画につきましては、あくまで現時点での押さえた数値といったことでご留意をいただきたいと思えます。

そして、資料の8ページでございますけれども、8ページにつきましては、基金の状況をまとめてございます。財政計画につきましては、当然ながら、財政調整基金であるとか、減債基金であるとか、そうした基金の繰入れで対応しているといった部分もございます。こうしたことから、基金について参考資料をまとめてございますが、8ページの資料につきましては、5市町村の基金の現状と平成16年度末の見込みとしてまとめてございます。これで一番右下の隅の数値をご覧いただけましたら、大変細かい数字で申し訳ないんですけども、5市町村全体で16年度末の見込みは114億円となっております。この114億円を使いまして、新市における基金の考え方を9ページの方にまとめてございます。主なところをご説明申し上げます。まず、一番上の方でございますが、財政調整基金、減債基金につきましては、新市の財政運営の安定化のため、標準財政規模の約15%の額を設置としてございまして、額につきましては35億円を持ち寄ることとしてございます。これにつき

ましては、国の基本的な考え方といたしまして、標準財政規模の10%という一定の考え方が示されてございますけれども、やはり新市におきましては、先程の交付税等の国の動向が不透明であるといった観点から、5%を上乗せいたしまして、15%を持ち寄るといった形にさせていただいております。そして、電算統合経費、退手組合に係る清算金につきましては、必要経費額を持ち寄ることとしてございます。そして、中段の特定目的基金でございますけれども、これは、8ページでございます従来の34種類の基金の一部を事業等で特定される基金について、額を持ち寄ることとしております。この従来の基金に加えまして、新市で新たに設置する基金として、3つの基金を考えてございます。まず1点目は、仮称としてございますけれども、観光振興基金でございます。この基金につきましては、取り崩し型といたしまして、先程もご説明を申し上げました創造プロジェクトの中では、観光施策というのを位置づけているといったことから、観光の施策への活用を考えてございます。2点目の地域振興基金でございますけれども、これにつきましては、果実運用型といたしまして、従来5市町村にある教育、産業などの特定目的基金の用途を含めまして、全体的にこの基金で対応していくといった形を考えてございます。そして、最後でございます。地域基盤整備基金といたしまして、これにつきましては、取り崩し型といたしまして、活用につきましては旧市町村単位で実施する基盤整備事業等に充当するといったことにさせていただいております。以上で財政計画のご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長

ただ今説明のありました市町村建設計画に関するご質問やご意見があれば、お受けしたいと思います。何かございませんか。

龍神村、A委員。

A委員（龍神村）

3点ばかりお伺いしたいと思いますけれども、ページ15、16、21に載っているわけなんですけど、先程説明ありましたよそからの定住対策ということで、U、J、Iターンという言葉がかなり出ているわけですけれども、かつて龍神村も若者定住促進条例というものをつくりまして、20万、30万円のお金を出しただけで、よそからの定住が期待で

きるというものではないと思いますけれども、そういう施策を取り入れた中で、今現在、龍神村では、かなりこの施策の恩恵を受けた方がおられるわけですし、そういう意味では、この新市におけるU、J、Iターン施策というものには、かなり期待をしているところですが、龍神村とか、あるいはまた中辺路町あたりがとっていた施策よりも、より充実したU、J、Iターン施策というものが打ち出されるのか、そこらあたり、将来的な計画の見込み、どういうふう考えられているかお伺いしたいと思います。

それから、17ページの福祉の問題ですけれども、先程担当から説明ありましたが、子供から高齢者、障害者まですべての人々が安心して暮らせ、生き生きと元気に活動できる新市づくりに努めますと、そういう文章になっているわけですが、特に今後、周辺町村においては、少子高齢化が進む中で、特にそういう中でも弱者と言われる高齢者の皆さん方の福祉対策なんです、先般も申し上げましたように、周辺町村は、かなり一般財源等もつぎ込む中で、この高齢者の福祉対策なんかは、かなり充実していると思うわけなんです、これが新市において、急激な変化というんですか、急激な生活弱者の負担論につながるおそれがあるのではないかと心配もしているわけなんです、やはり、サービスは高く、負担は軽くというのはあくまでも理想であって、そういうことは到底望めないわけなんです、それにしても介護保険料とか国保料を含めたそういう住民の急激な負担というものができるだけないように、何されたとしても、軟着陸できるようなそういう福祉施策をお願いしたいと思いますけれども、そういうことについて、どういうふう考えられておりますか。

それから、3番目に、一番新市の中における重要な建物であります庁舎につきましては、今のところ全然計画にも載っていないわけなんですけれども、そういう庁舎を含めた、図書館とか、あるいはまたスポーツセンターとか、そういう不特定多数の皆さんが利用する施設については、中心都市である田辺市に置くというのが妥当だとは思いますが、そういう広域的な施設については、できるだけ周辺の町村にも

配慮した、あるいはまた、将来的により大きな合併というものを考えた中での施設設置ということにもご配慮いただきたいと思うわけなんです、そのことについてどのように考えられておりますか。

それから、4番目なんです、これは建設計画の中にも載っておりますけれども、新市が誕生した中で一番のビッグプロジェクトであります田辺市の公共下水道ですけれども、これはずっと以前からこの事業に対する数字というものがひとり歩きしているような感じがするわけなんです、我々は公共下水道事業というものが田辺市、特に市街地で実施した場合に、どれぐらいの総事業費になるのかをお伺いしたいと思います。

それから、これに関連するわけなんです、先般新聞等でも出ておりましたが、紀南病院の跡地の有効利用ということで、図書館を含めた整備ということが載っておりましたが、これも内容的にどういうものなのか、地元の皆さんとの話し合いの中でどういうことが要望されているのか、そういう点もわかっておればお伺いしたいと思います。以上、4点、よろしく申し上げます

議長

ただ今A委員から5点ばかりの質問がございましたが、当局の答弁を求めます。会長。

会長

私から、基本的な問題についてお答えを申し上げたいと思います。この定住促進事業ということで、将来的な具体策ということになりますと、これは今まで4町村でそれぞれ基本的な施策をとっておいでたと思いますけれども、そういう中での本当に有効な事業が、どういうことが定住促進のためにあるのかということは今後十分検討しながら、新しい新市の中で具体的な肉づけというものを考えていただきたいと考えております。

それから、福祉の施策で生活弱者への負担増ということで、国保とか介護保険の問題がございます。こういう面につきましては、これから国の、1つは国民健康保険なんかにいたしましても、ご存じのように、老健の方から国保への切りかえの問題とか、それから介護保険の中で国保の保険料が占める額の増加とか、いろいろな国の制度改正もございますから、そういう点も十分、一方では避けて通れない、そして、医療費につきましては、国の医療費が大幅に今改定されるということにはならないと思いますけれ

ども、しかし、老人の医療費がたくさん必要とする年代層の方が多くなっていきますと、どうしても健康保険で負担をしなければならない部分も出てくると思います。ただ、それが国民健康保険にすべてを転嫁していくとか、そういうようなことについては、今、委員もおっしゃいましたように、住民の被保険者の皆さんが負担できる限度内において、しかも、現在の健康保険の額と将来、17年、18年に健康保険税等を負担していただくその額等につきましては、今後十分検討しながら、急激な負担増ということとはできるだけ避けていかなければならないのではないかと、このように考えております。

それから、市の庁舎の問題でございますけれども、率直に申し上げて、現在、合併協議会の事務所もN T Tさんの庁舎を借りている状況でありますので、どうしても不足が考えられます。しかし、新しい庁舎を建設するという考え方は、今のところ、この計画でも申し上げましたけれども、入っておりません。そういうことで、できるだけ現在の庁舎と新規に借りられる所、そういったところを考えながら、しかし住民の皆さんにはできるだけ不便をかけることのないような配慮をしながら、調整をしまいたいと考えております。

公共下水道の問題でございますけれども、率直に申し上げまして、人口7万の市で公共下水道の無いのは、全国的にも珍しい状況であります。ご存じのとおり、田辺市の場合は、公共下水道の設置をどの範囲でやるのかということがまず1点ありますし、それから、下水処理場をどこへ設けるのかという問題もございます。そういうことも論議する中で、とにかくも田辺市の場合は、川を汚さないということで、芳養川、それから右、左の会津川の上流から農業集落排水事業等を中心にして事業に取り組んでまいったところでありまして、ほぼ100%に近い竣工を見ておりまして、近くは芳養漁業集落の排水事業等も実施をする形にいたしておりますけれども、この公共下水道につきましては、長年議会でも、また我々も論議をいたしております、基本的な調査等も進めております中で、この問題に取り組んでまいらなければならないと思っております。ただ、公共下水道の場合は、一般財源をできるだけ食わないように、公共下水道自身が1つ



の独立採算という面もございますから、その設置に当たっては、一般財源にできるだけしわ寄せにならないような方向を今後求めていかなければならないと考えているところでございます。

それから、紀南病院の跡地の利用の問題でございますけれども、あの跡地の利用につきましては、平成16年度の終わりには紀南病院が完成する予定であります。そうしますと、17年に入って移転をするわけでございますけれども、跡地の利用については、市民の間にもいろいろな意見がある中で、私どもといたしましては、20数名の委員を選んで、跡地利用のあり方について議論をしていただきまして、近く私のところへも答申をいただける予定でありますけれども、図書館を中心にした複合的な文化施設が適当であるという答申をいただけるということでもありますけれども、その規模、建築費等々そういった問題については、一切まだ検討の段階に入っておりません。現状としてはそういう状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上であります。

議長

その他ございませんか。龍神村B委員。

B委員（龍神村）

新市づくりの基本方針の項で、この計画書（案）の14ページで、ご質問なり、ちょっとした意見を言わせていただきたいと思うんですが、新しい新市の将来像が2つの大きな考え方、都市部門の効率を上げていく部分と、それから山間部の自然や歴史をもう一回見直して、掘り起こして、それを2つ合わせて新しい新市の形づくりをしていくという、このことについては、私はいい方向であって、大変期待をいたしておりますが、この地域資源を掘り起こし、それを磨き上げ、手間暇をつくり上げていくというこの手法のことで、もうちょっと深めた議論が必要じゃないかなと思っております。と申しますのは、例えば今の山間部の中に、ここの14ページの中段にもありますが、この地域の中には埋もれた資源もありますし、既に歴史的に各地域によって、地域の行政の特色を生かしながら、昭和の合併以来地域が取り組んで一定の芽を出し、あるいは今後その芽をさらに伸ばしていくという、芽の出かけた中間地点のものがたくさんあると思っております。今の経済の中で、そういう今後の山間部の活性化を図っていく中で、せっかく今までつくり上げてきたそういう芽を、今後さらに新市が光を当

てて支援をしていくという、この体制が大変大事であろうと思います。この今までに積み上げられてきた歴史をちょっと振り返ってみますと、やはり、部分的にはそれを官の部分で支援して、行政がある意味で主導しながら、地域の人材を活用して育成してきたものもかなりあると思いますし、あるいは、地域の自治組織がそれを開発し、自分らの力で育ててきたものもあると思いますが、比較的この山間部の今までの行政手法は、あるいは、今現実に光が出てきている部分については、行政がかなりそういう部分の掘り起こしに努力をしてきた経過があると思いますし、そこに住む方々が行政の力を得ながら、その地域で踏ん張って頑張っている、あるいはそういう誇りを持ちながら仕上げてきた経過があると思います。今、ここで新たに新しい市の中でそういう資源を掘り起こし高めていくという中に、今までの経過というものを十分各地域の、どういう形でここまでできてきたのかというその部分の行政のサイドからの目のつけ方といいますか、そのことによって、やはりそこに人が住み、定住し、あるいはそのことに惚れて、町の方々がIターン、Uターンをしてきた、その大変抽象的な部分なんですけれども、私は、その抽象的な部分が、やはりこのまちおこしの中で大変大事な部分を占めていくのじゃないか。反面、また、この財政の厳しい中で、そういう抽象的な部分というのは、今の時点で大変評価のしにくい、あるいは結果、成果の出にくい、時間のかかる部分にも当たると思っています、そこらの評価の仕方が大変難しいと思いますし、切り捨てればすぐに切り捨てられていく部分かも知れませんが、やはり、ある程度この10年という1つの全体計画の中で、今まで取り組んできたことの部分にも、あるいはそのことによって支えられてきた、そこに住んできた人々の思いなり、これからそれをやっていこうという、比較的高齢の方々のそういうパワーについて、今ここで一気に効率化へ向けての1つの考え方で調整を仕切っていくことについて、何かもう一つ私ども、今までの流れがそこで一たん途切れていくような感じもしますし、そのことが新たな市にとって不利な、財政的に、総合的に成果の上がりにくい方向になるんじゃないかという危惧も思いますので、どうかそのあたりについて、今までの調整の方法、それから今後の建設計画の方向、このあたりを1回

そういう部分で、この基本方針の理念、将来像の焦点に合わせて、もうちょっと議論を深めたり、確認し合いしていただけたらと、そういうふうに思いますので、大変抽象的な話なんですけれども、会長さんのお考えについてちょっとお聞きをしたいなと思いますし、調整のほうなり、あるいは計画のほうなりにももしご意見があったら、是非お伺いしたいなと思っております。えらい突然で失礼ですけれども、お願いします。

会長

ご質問をいただきました。決して抽象的なものとして受けとめてはございません。地域の大変重要な部分であろうと思います。ただ、ここには、やはり長い歴史と伝統の中に育ってきて、そこに皆さんが生活をされて、それが今日に息づいている。そして、そういうものが非常に重要なものがありまして、そういう中から効率性、採算性というものだけで切って捨てるようなことは絶対しないでほしいという委員さんのご意見もその中に含まれているかと私は思うのでありますけれども、おっしゃるとおりでございます。この我々の地域にこの新市づくりの基本方針の中にも、手間暇かけてそれに磨きをかけていく、また、今までもかけてきたそういう重要なものは、やはり伝統的な産業と相まって、今後ともに十分大切にしていかなければならない、そういうことが今後の新市のまちづくりという中で非常に重要なことだと考えております。

例えば具体的に申し上げますと、私も他の町村のことはあまり存じ上げておりませんので、申し上げることはできませんけれども、例えば田辺市の場合は紀州備長炭発祥の地でございますけれども、今、道の駅、備長炭記念公園をつくって、そこに窯を5つ作って、そこで備長炭を焼く人が事業をしながら、また新しい人をそこで養成して、そして田辺市の中に住みついて、もう住みついていただいている方も何人かいますけれども、そのようにして、伝統的なものをやはり生かしながら、地域に人が住んでいただけ、そして経済も活性化する、そういうような方向づけというものは非常に大切だと思いますので、なかなか文章に記述するという点については限界がございますけれども、そのあたりを十分ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

議長

その他ありませんか。中辺路、C委員。

Ｃ委員（中辺路町）　　ちょっと生臭い話になるかもしれないので、申し訳ないんですが、実はし尿処理の問題です。これは、南部川からちょうど田辺市の１２５キロの処理の施設の中に含めて計画され、もう既に実行されているわけですがけれども、ちょうど１万２千人なんですね。今後、中辺路、大塔を含めたら、ちょうど１万２千人そこそこなんです。さらに白浜町だけの施設を考えてみましたら、すさみ、日置と合わせれば、ちょうど中辺路、大塔ぐらいの数になると。条件的には大体同じような人数で、同じような排せつ量があるだろうということは推定できるわけです。しかし、１０年をスパンに考えた場合に、いつの時期に新市は新市の人口のすべての排せつ物を処理するという方向へ切りかえるか、そういうあたりの問題も、このままずっと続けるのかどうかということも、この際考えなければならぬことじゃないかという気がするんです。例えば、南部川の場合は、大体１万２千で、特に今年は、し尿処理について非常に予算的にも政府の予算が大きく見積もられている関係上、向こうでやろうと思ったらやれるのではないかという気もします。そういう中で、何とかこれは政治的な交渉になるだろうし、政治的な判断というのがかなり伴うものだと思うし、簡単にぱっぱと切りかえることはできないと思いますけれども、すさみさんもどうしてもし尿処理をつくらんなんというふうな話も巷間聞くわけなんです。そういう時期にやっぱり大塔、中辺路を抜いちゃったら、すさみ、日置川さんで十分負担に耐えられるのではないかと。非常に俗っぽい言い方ですけども、そういう考え方もできますし、何とかこの１０年のスパンの間でそういう政治的な折衝とか、そういう構想で、新市は新市でやっぱり処理していただけるというようなことにはならないだろうかと、そういう期待があります。

議長　　Ｃ委員に対する当局の答弁を求めます。会長。

会長　　Ｃ委員からし尿処理の問題についてご質問いただきました。非常に重要な、これは本当に避けて通ることのできない課題であります。それで現在の状況を申し上げますと、田辺市、南部川村、南部町、龍神村、４市町村で衛生施設組合をつくっております。１１２ｋ１で運営をいたしてきてきたけれども、当然設置する前の３年間の平均数値ということで、なかなか

か網渡り的な施設の運用をやってきたわけでありまして、ようやく昨年になりまして、私どもも一定の負担をいたしまして、約8億円余りの金が要ったと思うんですけれども、現在170k1の処理施設を持つ施設がほぼ完成して、現在試運転中でありまして。そういう中で、これで4市町村で運用していくということについては、処理能力としては万全であるという考え方をいたしております。その他に、一方また、富田川衛生施設組合の方でし尿処理場が新しく開業されるというふうなお話も聞いておりますので、そこから向こうの話になりますと、それぞれの一部事務組合で相当な金額を負担して経営をし、また今後、建設される方向にあることから考えますと、処理能力という問題もございますけれども、こちらのをこちらへ、こちらのをこちらへというふうな形には、なかなかやっていくことが難しいのではなかろうかと。ただ、いずれにいたしましても、この田辺市ほか4カ市町村のし尿処理場、清浄館の建設、し尿の設備の更新の時期、あるいはこの富田川の衛生施設組合の施設の今後整備をされる時点では、そういう問題も含めて検討されるかと思っておりますけれども、当面の問題としては、この2本立てでいいですか、今のそれぞれの一部事務組合の中で運用していくということがベストかなと、かように考えているところであります。以上です。

議長 中辺路、D委員。

D委員（中辺路） 通告なしの突然の質問で恐縮なんですけど、1点だけお聞きしたいんですけども、質問的が外れたのでは失礼なので、初めに確認だけさせてください。29ページ、交通・物流の項目の中で、真砂三栖道路や文里湾横断道路等の実現に向けた取り組みに努めると記述をされておりますが、文里湾横断道路というのはどの道のことなんでしょうか。初めにちょっと確認をさせて下さい。

議長 会長。

会長 この問題につきましては、文里湾架橋の問題であります。

議長 D委員。

D委員（中辺路） 大体の予備知識は持っておったんですけど、間違いのないようなので質問を続けさせていただきます。ここに併記されております真砂三栖道路という

のは、多分真砂三栖のトンネルバイパスのことだろうと思いますが、その道路とこの文里湾道路、今聞きました文里湾道路とを同次元の考え方というか、並列をされてここに書かれているということに、私は大いなる疑問を感じます。多分、この文里湾道路というのは、10カ市町村の枠の中で合併を論じられたころから課題にされておった文里湾架橋の問題ですから、今、5カ市町村になって、新市の建設計画を進める上で、この文里湾架橋が果たして真砂三栖道路と同じような考え方をする必要はあるのか。逆に言えば、私は、文里湾架橋というようなものが、おそらく今の時点では実現性などは見込めないような感じがします。そういうものと同じような形で真砂三栖道路を考えておられるのかどうか。全然私は次元が違うと思うんですね。新市の建設を進めていく上で、真砂三栖トンネルの必要性、本宮町さんにしましても、中辺路町にしましても、議会も特別委員会を設けて取り組んでおります。首長さん方が大変辛抱されて県へも行っておられたというご努力は聞いております。しかし、この真砂三栖道路というのは、単に奥地の者たちのことだけじゃない。やっぱり、現在の田辺市民の人たちにとっても、我が市町村全域にわたって欠かすことのできないアクセスだと思っておるんです、私ども議会としては。そういう中で、もっとやっぱり、これを実現性のある表現なり、書き方をしてもらわなかったら、私は合併決議には至らないという具合に思っております。やっぱり、こういうことをきちんとアクセスができて、奥地の住民が10分でも15分でも早く紀南病院へも行き、また、新市の庁舎へも行ける、そういうアクセスをきちんとできる見通しが立たなくて、合併決議ができますか。そういうことをきちんともっとここへ謳えるような、文里湾横断道路などと並列されるような次元のものではないということをもっと首長さん方も考えてほしいし、みんなかかって、5市町村の政治力の総結集をしてでも、やっぱり議会、当局を挙げて、この真砂三栖トンネルのもっと実現性のある表現ができるような取り組みを期待したいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長

D委員の当局の答弁を求めます。森局長。

事務局長

私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。D委員さんのご意見として、あるいは思いにつきましては、かねてより重々お伺いをさせ

ていただいております。その上で、文里湾架橋の問題と真砂三栖トンネルの問題を同列に扱うべきではないのじゃないかというふうなお話でございましたけれども、これは優先順位の問題というよりも、むしろそれぞれの立場でのお考えがあるかと思えます。我々市町村建設計画を記述していく段階では、当面課題となっている事業、あるいは新市として必要な事業について記載をさせていただいていると、そういうスタンスで対応させていただいておりますので、そのあたりご理解をいただけたらと、かように思います。

議長

D委員。

D委員（中辺路）

このままでは理解できません。これ、やっぱり、もうちょっと考え方を整理していただきたい。文里湾架橋をするなど私は言っていません。文里湾架橋もできたら、それにこしたことはないと思います。できる努力をしていただけたらいいと思います。しかし、文里湾架橋を目指す努力と真砂三栖トンネルを目指す努力を、並列というか同じレベルで考えられるのは困るということ、そういう問題ではないという。生活者にとって、実際、文里湾架橋と三栖真砂トンネルが同じような切実度というか、そういうものでとらえられておるということが、私には理解できないし、残念でなりません。

議長

意見でよろしいですか。

D委員（中辺路）

答えを、コメントを明らかにして下さい。

議長

会長。

会長

ただ今のD委員のご意見ですけれども、どちらにどうこうという、ここに序列をつけた、今も局長からお答えいたしましたとおり、当然のことながら、先程私からもご挨拶を申し上げましたけれども、この新市町村の建設計画の後に、新市の総合計画ができて、そして実施計画がそのもとで計画をされる、そういう形の中でどの事業を優先していくのかという問題は、当然論議をされる問題であります。今、この建設計画には、序列をつけたというよりも、こういう問題、こういう問題、こういう問題、こういう問題がありますよということ、課題がありますよということをここに記載しているのでありまして、決してこの問題についての優先度というものを記載

したものではありません。この文里港の建設事業につきましても、取り組みはかつて古いものがございまして、我々この市役所のここに走っております県道なんかも、市道を県道に格上げしていただいて、そして、文里港の港湾建設についての下準備をずっと進めてきたという長い歴史がございます。しかし、国、県、市町村の財政的にもなかなかできないということで、実現できないという形の中で、今日に至っておりますけれども、この問題については、高速道路の整備の問題とか、いろいろの問題も関係がございますから、決して我々はこの問題と、この合併によって、その必要性というものがクローズアップされておるこの真砂三栖道路の関係と競合して、その建設計画の中でというような、今この計画の中にそういう意思は一切持っておりません。繰り返しになりますけれども、新しい市で建設計画を作って、そして実施計画を作成される中で、当然のことながら取捨選択されていくべき問題であると、そういうふうに考えております。

議長

D 委員。

D 委員（中辺路）

言われておることはよく分かるのですが、私の質問の趣旨をちゃんと理解してくれてないように思います。私は、ここに書いていることは、会長が言われるとおり、まさに優先順位がない書き方なんです。だから、私は、それでは不満だということを申し上げているのです。優先順位をつけて下さいと。真砂三栖道路はそういうものとは違う、これはやっぱり基幹的に大事なことなんやから、優先順位を上げて記載をしてほしいということを申し上げているのです。もうそれ以上言いませんが、優先順位がないのが私には残念なのです。もっとそういういろんなことをしなければならぬ中で、真砂三栖トンネルは最重要課題なんだと、一番先にやらなければあかんぞという、そういうふうなことにしていただきたい、それが私の願いなんです。もう言いません。

議長

A 委員。

A 委員（龍神村）

先程の質問に対する答弁、いささか消化不良ですので、答弁漏れも大分あるかと思うわけなんです。答弁漏れについて、答弁をお願いしたいと思います。

議長

A 委員に対する当局の答弁を求めます。事務局長。



事務局長

A 委員のご質問に対して、会長のほうからほとんどお答えをさせていただいたと思うのですが、改めてということでございましょうか。

議長

A 委員。

A 委員（龍神村）

数字的な説明等も求めておりますし、それから、特に不特定多数の皆さんが利用する公共施設、庁舎につきましては、なかなかできないという話でしたけれども、将来的にも建設される見込みである庁舎を含めて、そういう新しい市民、それから将来的にもより拡大された不特定多数の皆さん方が利用する公共施設については、十分周辺への配慮をしていただきたいと。特に、紀南病院なんかは、新しい位置に近く完成される中で、かなり利用率が上がるというふうに考えているわけですし、田辺市の美術館にしても、周辺町村全体が利用しやすい位置に置かれているというふうに考えるわけなのですけれども、この建設計画に載っている図書館とか、あるいはまたスポーツセンターを含めて、そういう心配りを将来的にさせていただけるかどうか、そういう質問です。

議長

会長。

会長

失礼しました。広域的な配慮ということでございましたけれども、例えば紀南病院の跡地の利用でございますけれども、たくさんの意見がある中で、先程も申し上げましたけれども、私ども田辺市としては、ここに施設をつくるのは、財政的な、今後の合併特例債等を利用する中での財政的なシェア割というものからいたしますと、これは当然田辺市の財政のシェアの中で建設いたしますけれども、しかし、それとでも、やはりできるだけ広域合併圏域の大勢の皆さんにご利用していただける施設というものをどうするかということ視点に入れて、十分論議をしていただいたと。私は、最初からそういう注文をつけて皆さん方に論議をしていただきました。そういう中で、あそこに今度できる、新市の中央の図書館というものを位置づけた、図書館を中心とする文化的な複合施設というものを答申いただけるということでもあります。そういう意味におきまして、十分私どもは配慮した物の考え方で、今後も対応してまいらなければならない、それは特定の地域だけに、特定の地域の住民の皆さんがそれを利用してよしとする、そういう形のもの全然考えておりませんので、ご理解をいただきたいと

思います。

議長

このA委員の、全く僭越ではございますが、この施設の利用については、それぞれの行政会議の中で、既にいろいろなゲートボール場にしても、確かにその中で話は済んで、協議をなされてきたと思うので、とりあえずまた、こういう件につきましても、次回の協議会でも継続協議としていただければありがたいというような気持ちでありますので。その他の件でございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、本件につきましても、次回協議会での継続協議としながら、終わりたいと思います。

次に次第の4番目、次回協議会の開催についての説明を求めます。事務局、次長。

事務局次長

恐れ入ります。次回、第16回目の協議会でございますが、翌3月13日土曜日でございます。時間は、朝9時半からと予定しておりますので、よろしく願いいたします。

なお、当日は第14回に提案しました事項についてもご確認をいただきたいと考えておりますので、その会議資料もご持参いただき、また本日の建設計画もご持参いただくということでよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質問がないようですので、次第の4番目、次回協議会の開催については、説明のとおりということで確認願います。

次に、次第の5番目、その他ということで、委員の皆さんからご意見等ございませんか。龍神村、E委員。

E委員(龍神村)

吉本忠義でございます。私、龍神村の議長として、皆様方にお詫びと、あるいはまたご理解を賜りたいと思いますけれども、実は、20日の紀伊民報に、龍神村、3議員が合併反対という意味の見出しでありましたことに対しまして、大変関係者の皆さんからご心配やら、あるいはまた不信感を出したことに対しまして、大変恐縮しております。早速に村長からも、

会長あるいはまた各首長にも連絡をとっていただきまして、真意はそうではなかったということに確認をいたしましたので、ここでご報告をさせていただきます。私としまして、20日、委員長と、それから副議長立ち会いのもとに、昨年度4月に選挙が行われました新人の3議員から、そのうちの2人は田辺市を中心にした合併を進めるということで当選された方でございますので、信頼を申し上げましたので、あえて私も招請をいたしまして、彼を呼びまして、その方向には間違いないということの確認を得ましたし、あの新聞については、私たちは全く取材をしてないということでございましたので、私は、一定の新聞報道に対する何を持ったわけでございますけれども、決してそういうことはございませんので、今朝からも、もう1名の議員については、中立ないし反対の方向でございますけれども、なるべくなら、大局的な見地に立って、この大きな事業についていろんな議論はありますけれども、最終的には議会と行政と住民が一体となってこの新市のまちづくりに勤しむようにしてほしいということをお願いしてきたところでございますので、いろんな不信感あったと思いますけれども、深いご理解を賜りますようお願いいたしまして、釈明なり、あるいはお詫び申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

議長

他にご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、本日の議事につきましては、すべて終了いたしました。以上をもちまして、第15回田辺広域合併協議会を終了いたします。長時間にわたるご協議、ご苦労さまでございました。

午後 3時34分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員

署名委員